不祥事防止委員会運営規程

福山市立道上小学校

(目的)

第1条 この規程は、職員の不祥事を許さず、教育公務員としての使命と自覚を高め、児童の教育に全力を尽くす組織風土と文化を確立し、学校総体として不祥事を防止することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会の構成員は、校長が指名した次の者をもって構成する。 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止委員会は、毎月1回定期的に開催する。

(協議内容)

- 第4条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決済する。
 - ・不祥事防止に関する年間研修計画の作成
 - ・職員の不祥事防止に関する日常的な啓発
 - ・職員相互の意見交流
 - ・その他目的を達成するための取り組み

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会運営などに必要な事項は、校長が定める。

附則

この規程は、2010年(平成22年)4月1日より実施する。